

障害福祉の動向

名古屋市総合リハビリテーション事業団


相談支援部長

なごや高次脳機能障害支援センター参事

小島 一郎

この講義の流れとねらい

0. はじめに
→ 「今」に至る施策経緯
1. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の振り返り
→ 2年経って、地域の支援体制はどう変化したか？
2. 令和7年度の動向の再確認
3. 令和8年度臨時報酬改定について
→ 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定へ
4. 障害福祉計画・障害児福祉計画について



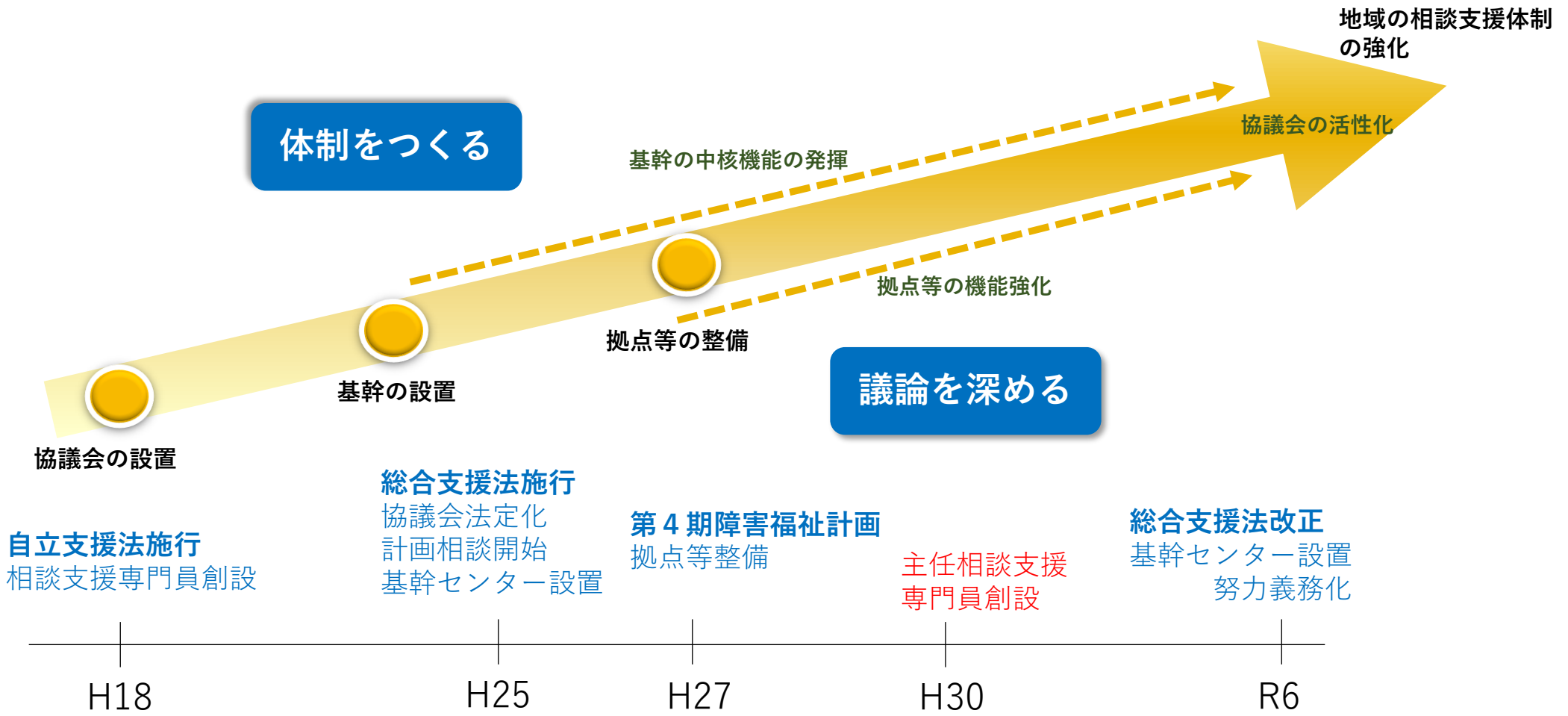
「つながり」
を理解する

0. はじめに

障害者総合支援法等の改正の経緯

	総合支援法動向	報酬改定	障害福祉計画
H30度	総合支援法改正→「3年後の見直し」規定	改定	
R2度			策定
R3度	社会保障審議会障害者部会で議論 →12月 中間整理のとりまとめ→児童福祉法改正	改定	↓
R4度	6月「障害者総合支援法施行後3年の見直しについて報告書」 →総合支援法改正		
R5度			策定 ↓
R6度	4月 改正障害者総合支援法の施行、報酬改定	改定	↓
R7度	賃金格差の拡大→処遇改善加算の拡充		
R8度	総量規制にGH追加 セルフプランの適正化	臨時改定 次期検討	策定 ↓
R9度		改定	↓

相談支援体制の整備



1. 令和6年度障害福祉サービス等
報酬改定の振り返り

(別冊1へ)

2. 令和7年度の動向の再確認

(別冊2へ)

「高次脳機能障害者支援法」について

- R7年12月に成立→R8年4月～施行
- 高次脳機能障害の特性に関する国民の理解が必ずしも十分でない
 - 支援に関する基本理念を定め、国等の責務を明らかにする
 - 地域での生活、相談体制の整備、高次脳機能障害者支援の指定等について定める

* 構造的には、「発達障害者支援法」「医療的ケア児支援法」に準じている

「高次脳機能障害者支援法」について

地域での生活支援

…社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保…住居の確保、社会活動への参加の促進…

教育的支援

…その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう…適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進…

就労支援

…公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者終業・生活支援センター、社会福祉協議会、教育委員会…民間団体相互の連携…
就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において…

家族等に対する支援

…家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため…

基本理念

医療機関における医療の提供から地域での生活支援を経て社会参加の支援に至るまで、切れ目なく…

権利利益の擁護

…差別され並びにいじめ及び虐待を受けること、消費生活における被害を受けること等権利利益を害されることがないように…

司法手続きにおける配慮

…個々の…特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮…

相談体制の整備 情報の促進

高次脳機能障害者支援センター の指定

専門的相談・支援、情報の提供・研修、連絡調整

専門的な医療機関 の確保

診断、治療、リハビリテーション等

高次脳機能障害者支援 地域協議会の設置

本人及び家族、学識経験者その他関係者、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関及び民間団体並びに従事する者

各支援法の内容比較

	発達障害者支援法 (H16成立・28改正)	医ケア児支援法 (R3成立)	高次脳機能障害者支援法 (R6成立)
目的	発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり…	医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み…支援に関し、基本理念を定め…	高次脳機能障害の特性に関する国民の理解が必ずしも十分でないこと等の理由により、高次脳機能障害者が適切な支援を受けることができず、日常生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有する状況があることに鑑み…支援に関し、基本理念を定め…
支援策	教育、就労の支援、地域での生活支援、早期発見・発達支援、保育、放課後児童健全育成事業、家族等に対する支援 など	保育・教育を行う体制の拡充、日常生活における支援、相談体制の整備 など	教育的支援、就労の支援、地域での生活支援、家族等に対する支援、相談体制の整備 など
支援センター	社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者に行わせ…	社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者に行わせ…	当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者に行わせ…
協議会	都道府県の「できる」規程	*記載はない（障害福祉計画にて実施）	都道府県の努力義務
専門的な医療機関の確保	専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保…	*記載はない（退院後の支援体制が重要？）	専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができると認める病院又は診療所を確保…
大都市特例	この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは…指定都市においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理…都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用…	*記載はない（都道府県が実施）	この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは…指定都市においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理…都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用…

3. 令和8年度臨時報酬改定について

「R8度 臨時報酬改定」について

- 就労移行支援体制加算の見直し

- 同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない事業者の報道
- 一事業所で算定対象となる就職者数に上限（定員数までを原則）を設定するなど適正化（R8.4月～想定）

- 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

- 平均工賃月額の見直しにより、見直しの意図と異なる形で高い報酬区分の事業者が増加
R6報酬改定：「平均工賃月額」算定式を変更
平均工賃の上昇（約6000円）・・・予想以上
- 基本報酬区分の基準の見直しを行う。その際、事業運営に大きな影響を生まないように、一定の配慮を行う。（R8.8月～）
これによって基本報酬区分が下がる事業所の減収額を一定程度（留め）
昨年度改定で区分が上がっていない事業所には基準引き上げは適用しない

「R8度 臨時報酬改定」について

- 制度持続性を確保するための見直し

- 障害福祉サービスの費用が急激に増加（R5度9.1%、R6度12.1%）

- 近年の事業所急増は、必ずしも利用ニーズを反映したものではない可能性

- 収支差率が高く事業所数が急増している事業を対象に「臨時応急的」措置

- 案：既存の事業所の基本報酬は据え置く一方、新規事業所分を引き下げる

- （就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス）

- R8年6月～施行／R9度報酬改定に向けて影響を検討

4. 第8期障害福祉計画・
第4期障害児福祉計画について

(別冊3、4へ)